

（開会）13：01

中村座長

それでは、協議会を始めさせていただきます。

本日は、前回の協議会を引き継いで、政策条例について4つの候補が上がっておりまして、それぞれについて提案者がいますので、各提案者から説明をしていただきたいと思います。プレゼンテーションということで書いてありますが、資料順に提案者から御説明をお願いしたいと思います。

まず、災害対策基本条例の制定ということで、島議員お願いします。

島 議員

それでは、座長から御指名がありましたので皆さんに御提案申し上げます。

お手元の資料のとおりですが、なぜこの条例をしたいのかという理由を2つ上げさせていただきます。まず1つ目は、議会で初めての議員提案条例ということもありますので、せっかくの機会ですので、以前から申し上げているとおり、できるだけ早く条例制定をして、皆さん方の御賛同が得られて、スピーディーに仕上がるようなテーマを選ぶべきではないかということ。2つ目には、御存じのとおり、昨年の震災の教訓を踏まえて、いろいろとテーマがあるかと思いますが、いつ襲ってくるのかわからない災害に備えてできるだけ早い機会に我々として、市民の方々や市当局に対して、災害対策についての心構えをきちっと条例化して皆さん方にお示しすることが一番必要ではないかと。もともと和歌山市にはいろいろな防災の基本計画等がありますが、今回、私が考えているのは、市当局と市民との間をつなぐ、まさにその間にある議員が提案すべきいろいろな物事についての条例化した方向性なり決める事をお示しして、市民の方々がそういった条例のルールにのっとってやっていただくことについてのいろいろな活動の裏づけや規範づけになるようなものをぜひつくっていただければなというふうに思っております。

一番下の他の中核市の例ですけれども、この3年間でこういうところが条例を策定されて、岡崎市については、今度の9月議会に上程するという方向で進んでいるようです。

私としては、ぜひこれをやっていただければということで御提案させていただきました。

中村座長

災害対策基本条例ということで、東日本大震災があり、また、東海・東南海・南海地震に備えて、行政と市民をつなぐような条例と言いますか、規範となるような条例をつくりたいという御提案であったと思いますが、いろいろな都市で現在取り組んでいるということもあってどうかということですが、何か御質問はありますか。

尾崎副座長

例えば、どういった内容になるのですか。行政と市民をつなぐ条例というので、どういったことを想定されていますか。

島 議員

内容については、本日はテーマを決めるということですので、今、そこまでお話すること

はちょっとどうかと思っているんです。というのは、私の目的は、まず第一に全体の方向性をお示ししてテーマお決めいただくということが本日の一番の関門でございますので、各項目の具体的なことを話すことで議論がそっちに行ってしまうと中身の問題に触れてくることになってきますので、それはちょっと差し控えたいと思います。

中村座長

私もこれについては以前から提案したいと思っているんですが、自助、共助、公助ということで、公助については、今、島議員が言われているように地域防災計画をつくって行政としては取り組んでいると。ただ、自助——市民の方が自分のところでどう対応したらいいのか、事前の準備はどうしたらいいのか、どこに逃げたらいいのかということについて、この条例をつくることによって意識を高めていただくと。共助についても、自主防災組織やそういったものを自治会等で作っていると思いますが、そういうところの役割を明確にしながら条例で整理をされて、住民の方、隣近所の方、また、行政でどうやるのかということについて考えていくと、こういうことかと思いますが、具体的なことについてはこれから勉強していきながら、和歌山市としてふさわしい条例を考えていくと、こういうことになろうかと思っています。

次に、子供に関する条例ということで、吉本議員よろしくお願いします。

吉本議員

それでは、プレゼンテーションをさせていただきます。

子供に関連するということで、事件等が多い中で、児童の虐待やいじめ等々、いろいろここに書かせていただいておりますが、子供が危険な目に遭っているというか、これが社会の縮図ではないかというふうに思っております。さらには薬物の乱用であるとか、電子メディアを使った幼児の映像等、物すごくモラルの低下があつて、大人も子供も一回ここで考えてみてはどうかというふうに思っております。

ちょっとここに書いていることを読ませていただきますが、本来、日本人が持ち合わせております助け合いであるとか、奥ゆかしさ、困っている人を何とか助けたいという、我々は昔からそんな形で育ってきたんですが、にもかかわらず、厄介な事には目を背けて、間違っていることを間違っていないと、しっかりと自分の思っていることを言えないというそういう社会になっているのと違うのかというそんなことを思っております。子供に関連するということで、大津市の中学2年生が命を落としたとか、貝塚市でいじめによる自殺である等、今、そういった事件がマスコミで取り上げられて初めて——今も教育委員会等が動いておられると思いますが、——そういった状況があつて、右往左往して、また2カ月か3カ月たつと忘れてしまうとか、記憶にとどめないというそんな状況だと思います。通学路の問題でもそうですが、交通事故が起こったら大変だということで通学路を見直すということですが、3カ月たってあれはなんだったのかなと、皆さんの記憶から忘れ去られるというそんな状況だと私見ですがそのように思っております。

今、こうして話をしている中でも本当に困っている子供——いじめに対する現状を先生等に言いたくても言えない、そういう子供はまだまだたくさんいるのではないかと私は思っております。

こういった事件が起こらないためにも、和歌山市もその地域、学校、家庭とそれから警察等の関係機関のすべてが役割を明確にして勉強しながら努力していかなければならないのではないのかなど。そのためにも、和歌山市の教育の目標というか、子供たちを事件事故から守るためにも、そういう明確な将来像を共通理念として持ってやっていくために条例を制定してはどうかという思いで、子供に関する条例をつくってみてはどうかと思っております。

実は今、法律や条例——和歌山県には「子供を虐待から守る条例」があります。もう一つは「子供若者育成支援推進法」、これは芝本議員も本会議で何回か言われていると思いますが、こういう法律もあります。ただ、和歌山市独自の条例ということで、そういうのをつくって、子供たちの輝き、健やかに成長できるような崇高な理念を掲げて、その枝葉をつくって、方策をつくって、和歌山市の目標をつくっていきたいというそんな考えで提案させていただきました。そして、条例の作成過程ということで、我々大人の考えにとどまることなく、広く市民の意見を——それは大人と子供、高校生や中学生、そんな中からもヒントというか、総称するといじめですけれども、それに対する確たる方策というのは多分ないと思うんです。教育委員会としても持たれていないと思うんです。だから、今なおずっとこういった事件が続いて発生しているという中であって、子供の目線、大人の目線から集約して1つのものをつくっていきたい。ワークショップであるとか公聴会、またパブリックコメントという方策も必要であろうと思いますけれども、要は、議会は何をしているのかということで、子供たちの条例をつくる過程において市民の意見を吸い上げるためにも、やっぱり地域に出向いてやっていくというのも和歌山市議会の方向性を示しているというか、活動を明確に知ってもらえるチャンスでもありますし、そんな方向で考えております。

中村座長

今、子供の虐待というようなことでクローズアップされて、ずっとそういった問題はあったと思いますが、時々、事件が起こるとマスコミに大きく取り上げられて、何カ月かするとそれは忘れ去られていくと。条例制定によって子供を健全に育てていくための明確な方策のようなものを条例化したらどうかということだと思いますが、作成過程でワークショップとか公聴会、パブリックコメント、これはいずれの条例を作成するときもできるだけそういうことで関係団体へのヒアリングであるとか、住民の意見を聞くというようなことはやっていかなければならないと思いますが、子供に関連する条例で何か質問はございませんか。

山本議員

吉本議員の頭の中のイメージで、条例の中身は基本的に、例えば、虐待はやめましょう、いじめはやめましょうということを書くだけなのか、個別具体的にいじめを防止するためにはこうなさいよと、いじめをすればこういった罰則がありますよというところまで書くのかということが1点と、法と条例から欠けている、抜けているところを埋めに行きたいという思いがあるんだろうと私は勝手に想像しているんですが、一体それは何かということをお教えいただきたいと思っております。

吉本議員

それは理念条例でいきたいと。崇高な理念のもとに計画がついていくという、市議会はこの

の理念を明確にきちっとやっていくと。それをもって初めて——例えば、行政の役割、大人の役割、家庭の役割等をうたっていて、何をするとかではなく、いじめをなくすというか、和歌山市にはいじめというのが本当はないといった、発生させない条例というか、それは何かという、例えば、子供というのは児童生徒、大人もそうですが、いじめられていて、自分はいじめられているという言葉を出せないわけです。だからこういった陰湿ないじめというか表に出ないことは今でもいっぱいあると思うんです。そのための方策として、まずは話を聞ける学級、学校、声を発せられる、話ができる学校運営をするとか、社会もそうですが、そういう大雑把なことを目的につくってはどうかと思っています。

中村座長

結局は理念、健全な児童生徒、子供を育てていこうという理念があって、あとは計画がその条例から派生して行政がやっていくと。健全化育成委員会といいますか、保護者、先生等が集まって対策をやっていくと。ただ、私の会派で強い意見がありまして、この子供条例は各市がつくっていますが、反対する意見が結構強いということでありました。

吉本議員

広島市は条例を上げるという段階で市長は上げなくてもいいという、それは子供の権利を主張して、権利ばかりを主張して、子供の権利で行政もそうですが政治も前に進まないような状況になっているんだと思います。権利を主張するのではなく、子供を何とかしなければ、守らなければならないとか、子供の意見は必ず聞かなければならないとか、一人の子供の意見を尊重しなければならぬとか、そうではなく、やるべきことを皆でやっていこうという意味合いで言っているんです。

中村座長

わかりました。

次に、議会基本条例について園内議員、説明をお願いします。

園内議員

条例制定の必要性と背景ということで、市民の価値観の変化や行政に対するニーズの多様化に議会と市民が一体となった開かれた議会が求められるようになり、より一層市民との直接的な関係強化を確立し、信頼され信託にこたえるためにみずから抜本的な議会改革に取り組む必要があるということと、議会は市民の意思を代弁する合議制機関としてみずから公平性、透明性を保持するとともに、和歌山市の豊かな海と緑、悠久の歴史と伝統文化を次代に引き継ぎ、市民参加と協同のもとに安心・安全と福祉向上に努力するため、議会の最高規範としての条例を必要とする。

要するに、裏を返せば何かと言うと、いわゆる県庁所在地の市で全国ワースト1という汚名を返上したいということが1つと、それと今、議会改革ということが叫ばれる中で、定員を減らしたり議員報酬を減額したりしていますけれども、まだまだ足りないという世間の声があるということ为背景にして、いっそのこと議会基本条例を制定して議会改革の第一歩としたいというのがあります。条例の主な事項として、1番目は、市民への報告会を年に数

回るとか、そういったことをいろいろな市で決められておられました。2番目として、議会は請願、陳情の提案者から発言の申し出があれば直接意見を聞かなければならないということも参考資料の市では入っています。3番目として、議会質問や委員会における市長等の議員への反問権ということで、議長の許しを得ながら逆に質問をされるというそういうことも入っております。4番目として、会期中または閉会中の議員の市長に対する文書質問ができますよという、これも入っていました。5番目として、一般質問において一問一答方式で行う、または行うことができるといった選択できる条例もありました。6番目として、通年議会、1月に首長が招集して、12月まで定めて、それも議長が休会と再会を繰り返していくということで、その目的といいますのは、災害時や突発事件、緊急の行政課題に対応するための通年議会と。また、市長専決処分を減らすということで、議会が開かれていないときに緊急を要する場合、市長が専決できるということですが、それをできる限り少なくして、議会にしっかりかけていただくということです。7番目として、議員政治倫理——条例を制定されている各市町村もありますが、議会基本条例の中に政治倫理の部分を入れている市町村もあります。最後に、参考資料として、日本経済新聞の議会改革度ランキング2012というのがありまして、上位10位プラス1ということで、プラス1というのは、宮城県の東松島市が最近つくりましたので、これも参考にしたいということで入れさせていただきました。

昨年の3月8日現在で168条例でありましたが、昨年末では260条例ができ上がっているということです。800ほどある市の中で260もあるということで、何とか基本条例を制定して、和歌山市の議会改革の第一歩にしたいというふうに思います。

中村座長

何か御質問はありませんか。後ほど、またお願いします。

最後に、スポーツ振興に関連する条例ということで、渡辺議員、御説明をお願いします。

渡辺議員

1つは、スポーツ振興に関連するという意味では、和歌山市のスポーツ推進都市宣言というものを議会のほうから要請するというのと、やはり条例のほうを優先するという話ですが、都市宣言ということも条例制定すると同時にそういったものもあればいいのではないかと考えています。スポーツ振興条例の提案理由ですが、全国都道府県の市町村の総合計画で、スポーツに対する施策が含まれていますかという調査を文科省がやっています。都道府県では85.1%、市町村では84.9%、総合計画の中で何らかの計画を掲げているという報告がされています。和歌山市の第4期総合計画ですが、これはこの前配られた最新のもので、この中で生涯スポーツの振興を掲げています。その1つ目として、生涯スポーツの推進、2つ目として、競技スポーツ人口の拡大と競技力の向上、3つ目として、スポーツ施設の整備充実を掲げております。その中の学校教育の充実として、学校体育事業の一環としての生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うと書かれています。教育委員会の資料をお願いしていましたが、配付をお願いします。これは後で上田議員から説明があります。

(事務局資料配布)

具体的にスポーツ振興条例の有無について同じように文科省が調査しています。都道府県

では17%、市町村では6.7%の自治体で既に制定されているということです。また、策定を検討中とする自治体は、県で2.1%、市町村で1.4%となっています。それから、スポーツ振興に特定した条例の内容は、県条例ではおおむね4つほど主要なものを掲げております。生涯を通じたスポーツ参加機会の充実、子供の体力向上に向けたスポーツの機会の充実、高齢者の健康・体力づくり、障害者のためのスポーツ支援、地域コミュニティーの醸成、こういったことを県条例では掲げていることが多いです。市町村では、生涯スポーツ参加機会の充実、地域スポーツを担う人材育成、子供の体力向上と学校との連携、地域コミュニティーの醸成、こういったことを主に掲げられているということです。それから、昭和36年にスポーツ振興法が制定されましたが、平成17年に文科省が策定したスポーツ振興基本計画を踏まえて、平成19年から平成28年までのおおむね10年間を見通した基本計画を和歌山県が策定しています。また県では、スポーツリーダーバンクを昭和52年に設置して、事実上今まで動いていなかったようですが、国体を中心とした動きの中で登録者が現在379名となっており、スポーツ振興に対する取り組みというのが和歌山県段階でも実施されているというのが特徴です。スポーツ振興条例を制定しているところはまだ余り多くありませんが、和歌山市の総合計画が掲げる生涯スポーツの実現のため、またスポーツ推進都市宣言と同時にスポーツ振興条例を制定するということは、生涯を通じて老若男女を問わず、健康推進のための条例は市民の同意可能なものではないかと思っています。具体的な条例についてはまた今後ということですが、先ほどお配りした資料の説明を上田議員からお願いします。

上田議員

今お配りの資料は、今のスポーツ振興課——このときに私も一緒にさせていただきましたが、平成20年につくったもので、5年ごとに見直すということで、今、ちょうどスポーツ振興課で取り組んでいるらしいですが、間もなくでき上がるということです。

渡辺議員

この振興計画を実現する上でも、条例制定というのはこれをさらに推進していく上で一定の効果があるのではないかと。市民の皆さんにこういったものを知っていただくという機会になると思いますので、条例制定の具体的な主な目的としては、市民の皆さんの健康推進とスポーツの推進ということで御理解いただければと思っています。以上です。

中村座長

何か御質問はありますか。

芝本議員

今回はこの4つのテーマの中で順位を決めるのですか、それともこの中で1つを選んで、成功させた後に、メンバーが変わるかもしれませんがまた新たに一から始めるのですか。

中村座長

今後の方向性についてはここで決めることになるのか、全体で決めることになるのかわか

りませんが、今までの流れの中からすると、ここで1つを決めて検討して、研究して、条例案をつくって議会に提案すると、そこまでが我々の仕事なので、最初の1つを我々が決めると。次の条例まで順番をつけてということについては、我々は権限を与えられていないと思っています。また時間もたつので、そのときの一番の緊急課題というのも出てくると思いますし。

芝本議員

吉本議員の子供に関連する条例についてですが、これは何歳までを対象としていますか。

吉本議員

これは幅が広がってきて、やっぱり中学生、高校生もまた出てくるんです。だから和歌山市から陰湿ないじめ等をなくしたいということが前提にあって、そうしたら枠もだんだんと広がってきて、またここで議論してもらったらいいと思いますが……。

芝本議員

私は子供の権利条例というのは知らなくて、幾つぐらいまで対象になるのかなと思ったのと、もう一つは、加害者を擁護してしまうといった懸念も出てくるようなことも含まれるのかなと。この前聞いたときには、あくまで小学校や中学校の義務教育までの子供たちの健全な育成をはぐくむために、子供たちの未来を約束するため大人が取り組むことかなと思ったんですが、そのようなことでいいんですか。

吉本議員

はい、そうです。それでも、それにかかわっている大人もいますし、それも許せないなということもあるんです。

島 議員

ということは、例えば、教育委員会とか……。

吉本議員

子育て支援課等いろいろ関係してくると思うんです。

芝本議員

おもしろそうだと思いますが、なかなか範囲が……。

吉本議員

そこは皆さんで決めていただいて、私は和歌山市の安心・安全の条例をつくれば定住人口もふえるような、和歌山市では安心して学校教育を受けられるんだというような。

中村座長

和歌山県子どもを虐待から守る条例がありますが、ということは、こういうことに焦点を

絞れば、条例もある程度焦点があってくると思うんです。吉本議員が言われていることは物すごく幅が広いと思います。子供憲法みたいなものをつくらないといけないんじゃないんですか。言おうとすることはわかりますが……。

姫田議員

私は子供の条例案というのは、子供たちがきらきらと輝き健やかに成長するためのまちづくりを進めることを決意するというは素敵だなと思います。子供というのは未成年者ですからそれはそれで、いじめの部分というのは微妙なところだと思います。もちろんいじめがいいとは思っていませんが、一般的にはだれでもいじめは悪いものだということですが、今は教育委員会の対応や学校の対応が悪いと。いじめと自殺の関係もあるし、具体的にどこをどんなふうにするのかみたいな、罰則の話もそうですが、ちょっと違うと思うんです。罰則があるからやらないとか……。

山本議員

それはたとえ話で、罰則をつけるために条例をつくるのかと。私の基本的な考えというのは、いじめというのはなくならないと思うんです。人類心理学上3人いれば2人対1人に必ず別れるというところから全部スタートしているんで、ゼロにするというのは物すごく難しい話だと思います。

姫田議員

人が集まれば必ずいじめが発生するかというようなことは、ちょっと考えられないです。

山本議員

基本的に2人対1人でパワーバランスが崩れるというところからすべてスタートするんで、これを1人対1人対1人で分けたり3人対ゼロ人にするかということは、人類心理学上では絶対に出てこないんです。

姫田議員

必ず人が集まればいじめが発生するといった考え方は極端だと思います。だからこそ、そんなことはやめましょうということやると思うんです。

山本議員

結局、それをDNAから完全に抜けるのであればいいですが、できないんです。

吉本議員

会話の中で意見を述べるような場をつくるという——学校もそうですし社会もそうですが、そういったスタイルでいって、いじめは必ずないものだということの前提でやったほうが良いと思うんです。必ずあるんだということになると、それに対する相談窓口を設置したり、窓口を一元化したり、その後の部分になってくると思うんです。その前段階の部分をとると思うんです。

山本議員

理念条例だとしんどいなと思うんです。

尾崎副座長

スクールカウンセラーとか制度としてはあるんでしょうけれども、それがすべて機能していないというか、人によっても当たりはずれがあるんで……。

吉本議員

そういったものをつくらない、制度をつくらなくてもいい和歌山市をつくりたいんです。

尾崎副座長

そうなったら道徳教育等で……。

吉本議員

そうです、そういった前段階を、それを理念として……。

中村座長

ただ、切磋琢磨というのも学校では必要でしょうし、だから余り過保護的な条例をつくっても、今の大学生は就職することを物すごく嫌がっているみたいですから、やっぱりそこで切磋琢磨する必要があると思うし……。

吉本議員

切磋琢磨といじめというのは全然違うと思います。切磋琢磨というのは、自分たちで競い合いながらということで、それはいじめでも何でもありませんが、ただ、いじめというのはだれも見えていないところというような卑劣な、卑怯なというか、そんな世の中でそれをどうするかということです。

芝本議員

吉本議員の意図はわかるんです。ですからその意図を大前提に、1つ目は市民に対しての取り組みと、2つ目は切磋琢磨していくような取り組みと、3つ目は大人がかかわれば子供は変わるということもあるので、まずこの3つぐらいを柱にしたものをつくっていくという形にしたらいいと思います。何か柱をつくっていかないとスローガンで終わるのか何なのかよくわからないというか。

中村座長

家庭教育というのも、その辺もどうかということもあると思うんです。本当はしつけというものは家庭から始まると思いますが、しつけもまた虐待になってしまう恐れもあるし、これは難しいと思います。

渡辺議員

ぼやっとした、あってもなくてもいいような条例だと困りますし。

山本議員

つくる以上はやっぱり……そこが防災条例とちょっと違うところで、防災条例はそれぞれの立場について、あなたたちがすべきことはこれですよというのを決めてその下に実がついてくるわけですけれども、吉本議員の思いもわかりますが、いじめをやめましょうというスローガンだけを流しても仕方がないわけで、具体的にだれがどんなことをしなさいとここに書き込むのかということになってくると思うんです

吉本議員

それは基本計画でやっていかなければならないのかと思っています。その理念を遂行するための基本条例を制定して、各課でやっていくということになるとと思いますが、こういう議論の中でもいじめ等の事例に対してどんな対処方法が——要するにないということなんです。効果的な対処方法がないということ、本当にこれでいいんですかということなんです。今までずっとあったにもかかわらず議論にならなかったし、議論をしても答えが出ないんです。やっぱり目標を持って、理念を持って計画をつくってやっていきたいと思っています。

渡辺議員

吉本議員がおっしゃっているように、条例そのものがだれかを縛る必要はないと思っています。理想というか、先ほどのきらきらと輝くというようなことでも構わないと思いますが、あとは条例の中で具体的な項目について実施計画を立てることというようなことを条例の中で決めておけば、その条例に基づいて実施計画が行われるという方法でも私は構わないと思います。条例は抽象的なもので構わないと。テーマが余りにも大きいものについてはそう思います。それだとそれほど難しい話ではないと思います。

中村座長

子供の条例については、大分議論されたので、ほかの条例についてもいろいろ意見を交わしてもらいたいと思います。

芝本議員

スポーツ条例の関係ですが、この計画があるので、既にある程度具体的な取り組みといたしますか、こういうことをやっていきます、あるいはやっていますということを掲げているような気もしますが、具体的にどんな形のものなのか説明をいただければと思います。

渡辺議員

現在のスポーツ振興計画の基本的なものは、学校教育を主体としたスポーツ計画です。例えば、教育委員会が所管するスポーツ施設や、あるいはスポーツリーダーになる養成だとか、教育委員会が主体としたものに取り組もうとしているところに一つ壁があります。その壁を取り除くには、全市民を対象とした、すべての人がスポーツを楽しめるそういう条例を制定

してはどうかと。そうならば設備をどうするんだと、十分とは言えないのではないかと。そういうことについては、基本計画中で定めていけばいいのではないかと。条例というのは抽象的なもので構わないと。そのかわり、条例の中で基本計画について明確に定めていくということを基本にしておけば、今の計画で不足な点を推進していけると。お年寄りの方がペタンクなどスポーツをやられておりますが、そういった方に対して市がどのような対応を取っていくかと。施設の整備等については条例で定める必要はないと思います。するのは基本計画でいいと。スポーツ振興計画はほとんどが教育委員会の主体です。教育委員会が管理しているスポーツ施設をどのようにするのかということです。

総合計画はそうではないんです。生涯スポーツが入っていると。その辺の整合性がないので、条例で統一したものをつくっていったらどうかと思っています。

芝本議員

この計画の中にいろいろと載っていますが、これをもう少し掘り下げるというイメージでいいのですか。

渡辺議員

具体化をするのは、条例に基づく詳細な規則でいいと思っています。条例というのはあくまでも全市民が参加するようなスポーツをどのように奨励していくか、推進していくかと。これは子供条例と一緒にだと思えます。そういった点で、条例というのは抽象的なものかもしれませんが、それはそれでいいと思っています。基本計画がこのようにあるんですから。

中村座長

これを見させてもらって今の説明を聞いた中で、生涯スポーツをやりたいと、それから競技力の向上をやりたいと、スポーツ施設の整備を定めたいと、こういう3本柱のように感じますが、どうですか。

渡辺議員

もう一つ欠かせないのが、健康の維持なんです。スポーツを楽しむということもありますが、すべての市民が健康を維持する上でのスポーツの奨励、こういったことも条例の中で明確にしていくべきだと。

中村座長

そういったものを理念的な条例で定めて、実際にはスポーツ施設の整備計画であったり、生涯スポーツ計画とか実行計画とか推進計画、そういったものをつくりながら具体的な施策に反映していくと、こういうことだと思いますが、少し前に副座長とも話をしましたが、今、スポーツ施設なんかは行政がやるべきだと思っているけれども、民間がスポーツ施設をつくっていきこうという動きも結構あるわけですから、その辺を取り入れていくようなそんなことにしないと、和歌山市の財政でできないと思うし……。

姫田議員

これは教育委員会のものですよね。和歌山市の体育施設とありますが、これは和歌山市教育委員会の体育施設なんです。だから和歌山市の施設というのは、例えば、公園を管理する課が持っている施設は載ってないわけです。県が管理しているところも載ってないわけです。和歌山市域にある施設、民間施設も含めてこういう状況にありますというのが和歌山市にはないんです。一番しっかり持っているのが公園を管理する課なんです。公園を管理する課に行ったら、県の施設もあるし——民間まではありませんが、そういった点で生涯スポーツの話も出ましたが、とにかく部分的なところでやろうとしているところに問題があるから、スポーツ振興みたいな条例があってもいいなど。だから、健康といいますが不健康な人もいますので、障害者のスポーツとか、すべての市民がそれぞれの形で——テレビ体操なんかでも昔であれば立ってやっていたんですが、最近では座ってやれるということをやっています。市の行政はどうしても縦割りなんで、そういった管轄分けでそうなるから、そういう点では全体的な部分でとにかく健康を維持して、皆がそれぞれ楽しく過ごせるような施策をして、先ほど言われたように、民間活力ということももちろんあると思うし、施設そのものが必要な分もあるし、施設がなくてもできるスポーツはいっぱいありますから、そういった点では何かそういうふわっとしたようなものでもいいのかなど。

尾崎副座長

それをどう条例に生かしていけるかですよね。学校でもクラブの顧問になっていただく先生が少なくなっていて……。

姫田議員

この前、上田議員から話がありましたが、競技力の問題とか——やっぱり指導者は大事ですし、指導者がいる学校に入った子供はその能力を生かしますが、能力はあるけれども入ったところにそういう人がいなければ、なかなかということもありますので……。

尾崎副座長

計画には総合スポーツクラブ等書かれてあって、少年野球であればどこかの少年野球チームが使わせてもらうかわりにグラウンドの管理から定期清掃をしますよというような、それが平等なのか不平等なのかということでおしくらまんじゅうになっているんですが、多分、スポーツであったり——そのあたりを含めてやりたいという人が多いはずなんです。やりたいと思っても和歌山市はなかなかそういう施設が少ないと。あつたとしても、例えば、中央終末処理場にはそういう整備がされましたが、どんどんそういう整備をしていって、例えば、コナミスポーツですが、和歌山市でもフットサルができるところもあるし、そういうところを税の部分で応援していくとか、いろんなやり方もあったりするのかなと思うんですけど。

渡辺議員

おっしゃるように、民間のスポーツ施設が出てきています。河西にもフットサルコートがありますし、スポーツそのものを全体的にとらえた場合に、まず公園をスポーツ管理としてとらえていくのか、和歌山市の公園は200近くありますが、公園といっても農林水産課が

持っているもの、和歌山城管理事務所が持っているもの、文化振興課が持っているものといろいろありますが、そういったものを一元管理して、スポーツ施設をしてとらえていくかということは難しいところだとは思いますが。しかし、市民の皆さんが生涯スポーツと障害者スポーツ、このことも非常に大事にしないといけない時代になってきています。障害者が家に閉じこもらないで、そういった方たちが楽しむといった場所を保障していくということに意味があると思います。

中村座長

スポーツ振興条例に対していろいろな御意見が出ましたが、議会基本条例について何か御意見ありませんか。

姫田議員

和歌山市議会としての特色を出す必要はないんですか。

園内議員

和歌山市として特色を出すというよりも、260もの条例ができているということで、今回、これを制定することになると議会として報告会をしないといけないし、制定に当たっては有識者の意見とかパブリックコメントとか、いろんなことを聞いてしていかなければならないということで、非常にかた苦しい条例であります。これをつくっていかなかったらなかなか議会改革にたどり着けないのかなと思います。ここに載っていませんが、各条例の最後には、毎年というところと、選挙が終わった次の議会のときに4年間の実績を見直すという条項が入っています。

中村座長

少しずつやっていかないといけない内容があると思うので、何もかも全部基本条例でつくってやっていくというのも、もちろん一つの方法だけれども、今、むしろ議会では、インターネット中継やりますよと、市議会だよりで質問者の名前を出しますよということを少しずつやっているわけです。だから少しずつやっていって、ある程度たまった段階で議会基本条例を打ち出すことで実現できていくかもしれません。最初から全部盛り込んだ基本条例になると結構難しいと思います。

尾崎副座長

1回、2回と条例を制定して、それからこういう——やっていかないといけないことだと思いますが……。

中村座長

議会改革の目標みたいなものを皆の共通認識として持っておいて、それぞれのテーマで毎年1個ずつぐらいやっていって、それで基本条例をつくったら、和歌山市も議会改革は完成だということになってくるのではなからうかと思うんです。

芝本議員

園内議員が言われるように、中核市ではワースト1ということで、向こうの基準に合わせて何とかするというのはいかななものかと思えますけれども、それは一つのきっかけであることには間違いないと思うんです。ですから、ある意味今がそういう機会かもしれませんので、こういうのもありなのかなと思います。議会基本条例というのは、議会とは何ぞや、議員とは何ぞやという憲法のようなものだと思っています。議員は何をしているんだと言われることが多いですが、それを堂々と出していくためにも、こういったものはあったほうがいいと思います。ここにいる皆さんがチャンスではないのかということであれば、私はこれを強く推したいと思っています。書いてある項目に関しては、姫田議員が言われたように、和歌山市としての特色を出していかないと、私もいろいろな市の条例を見てきましたのでわかりますが、最大公約数を取られていると思いますが、できたらプラスアルファで考えていったほうがおもしろいかなと思います。

姫田議員

私は何も特色を出せということではないんです。もし、特色を出すということがなければ、そうしたら、最低どこまでこの条例で何を具備すれば基本条例と言えるのかいう——さっきそういう話がありましたよね。ちょっとずつ改革を進めて、ある程度議会でまとまったらつくってもいいんじゃないかと。できていないのであれば今からつくって、ちょっとずつでもふやして行って、条例そのものを変えていったらいいのではないかと。だから、中身について、通年議会というのはちょっとイメージができませんが、市当局との関係はどうなのかということもありますし、それは中身のことであって、皆が進めていこうと一致できれば中身自体は皆で決めるわけですから決めていったらいいと思いますが、むしろさっきの子供の条例の話であれば、子供とは何かということから始まってというふうなことになるので、議会というのはどこまでやっていくかということですから、むしろ早くやろうと思えば進むのではないかなと。だけど最低ラインのところだけをつくって、それで点数が上がるかどうかということです。

園内議員

条例の主な最大公約数ということで、これを入れるかどうかは別にして、こういうことがありますよという話と、和歌山市議会で特色を出すというのは、かなり勉強させていただかないとできないのかなという気がします。だから、最先端の議会基本条例の有識者を含めて話を聞きながら、こういうのがあるということを勉強していかないと特色というのは出せないと思います。ここに載っている以外の各市の中でも、2回ほど改正をやっている市もありますし、平成20年か平成18年にどこかの市も途中で条例改正したりしていますが、つくってから見直すという条項を入れておいて、新しく変えていけばいいと思います。先ほど言われましたが、やっとなインターネット中継をやりだして皆さんにたくさん見ていただくと。やっぱり議員と市民の方との直接のやり取りというのは、まだまだおくられているのではないかと考えております。その中で市民への報告会というのは一番大事な接点であるし、開かれた議会というか、和歌山市議会がこれだけ頑張っているということをもっとアピールするという意味でも大事な条例だと思います。

中村座長

大事だと思うんですが、やっぱり議会改革検討協議会のような別の協議会をつくって、そこで議会改革とは何ぞやということ勉強しながら、研究しながら議会のあるべき姿ということを決めて、それに基づいて議会基本条例をつくるという一つの過程があると思うんで…

園内議員

ここに載せていませんが今後の課題として、もし基本条例をつくるということになったらどうやってつくっていったらいいのかという話で、各市町村もやっぱり特別委員会なりプロジェクトチームをつくっています。ですから、この非公式の場ではやっぱり市民に出せない部分もあるので、それで別の委員会またはPTをつくって、その中で各項目の内容を検討して、視察するとか、パブリックコメントするとか、有識者の話を聞くとか——まだここに載せるのは早いのかと思って削ったんですけども、もしつくるとなればそういった特別委員会とかPTとかをつくって行って……。

中村座長

それはここで決めることではないと思います。それは幹事長会で決めることだと思いますので、やっぱり議会改革について理想的なものを考えていこうじゃないかということ各会派で共通の認識をしっかりと持って、それについて具体的なものを検討するPTを立ち上げてやりましょうとこうなって、そこでいろいろなことを決めていって基本条例をつくりましょうということになると思います。

姫田議員

基本的に議会基本条例というのは、この間テーマとして出ていて、議会基本条例を含めてその他3案の4つについては持ち帰って、各会派で4つともいいじゃないかという合意を取りましょうという話だったと思います。私の会派では4つのうちどれでもいいという話で臨んでいますが、今の話だとちょっと違うような気がします。前に幹事長会で議会改革についての特別委員会をつくるかつからないかの話が正式にあったのかどうか定かではありませんが、そういうような部分で大筋の合意が取れれば、また幹事長会に返すというか、一定こういうふうなことで全体的にはこうだけど、いろいろなことがあるからそっこのほうで議論をしてほしいというような……。

渡辺議員

一定の方向が出たときには、タイミングを見て議運や幹事長会に座長のほうから報告してもらおうことが大事だと思うんです。4つの中でこういうものをつくったらどうかという合意ができれば、幹事長会等に報告してもらおうと。それをさらに進めていく上で、この協議会のあり方そのものをきちっと——条文のところまでこの協議会に責任を持たしてくれるのかどうかということも大事なことだと思います。

中村座長

ただ、4つの案について各会派に持って行って、これを1本に絞る権限をこの協議会に与えられていると思うので、これを1本に絞ることについてできるだけ早くということもあるし、何か1個つくりあげないと……。だから、つくりやすく、市民にアピールできて、各議員の大方の賛同が得られるというものを今探しているの、その上で議会基本条例はちょっと難しいなと私の意見を言っているだけです。

島 議員

今、4つのテーマだけでも一つ一つ掘り下げていったら、提案者の認識と聞いたほうの認識と個別の問題になれば難しくなってくるわけです。大きな——子供と言うといいことだと、いじめをやめようと言うといいことだと。そうしたら、子供の定義から始まって、いろいろな問題——議会基本条例だってそうです。本当に議会基本条例を1年そこそこでできるのか、つくれるのか、つくったらそれに縛られて我々は本当に活動ができるのかと、どんな問題でも全部一緒なんです。自分のことを言うわけではありませんが、昨年3月11日のことをもう一度皆さんに思い出してほしいんです。あれだけの災害があつて、日本じゅうが震えたんです。皆さんもそうだと思います。だから、そのことを考えたらそのときの思いを日本国民全員が持っていると思うんです。ここで災害に対していろいろやっているんですが、それ以外で我々が議会として、本当に市民に対して防災ということについてどれだけの活動ができたのか、どれだけの責任を果たせたのか。この夏にまた防災訓練がありますけれども、それに対しても私はまだまだ生ぬるいと思いますし、本当にこれでいいのかという思いもあるんです。もう一つは、先ほど御提案させていただいた自助・共助・公助の部分に分けて、先ほど座長も言われた自助・共助の部分をもっとアピールして、それに対する法的な裏づけとか理由づけをしっかりとした上で、市民にそれをアピールしてやっていただくことが大事なかなと。もう一つは、和歌山市の特徴ということも言われましたが、政策条例制定市のこの4つの中で、東海・東南海・南海地震で直接影響があるのは岡崎市ぐらいなんです。あとは秋田や倉敷、大津なんかは直接大きな影響がないのにこれだけの意識を持ってやられているわけです。県庁所在地の和歌山市議会としては、大きなテーマとしてこれに早く取り組んで市民に打ち出すことが我々の責務ではないかと。皆さんも選挙のときには、市民の生命と財産を守るということをまくら言葉のようにいろいろなところで訴えられたのではないかと気がしますので、ぜひそれに対しての答えをお返しするのが我々の義務ではないかと、それをできるだけ早くやらしていただくようお願いしたいと。

中村座長

要するに先ほど申し上げたように、今、一番喫緊のテーマは何かというようなこととか、大方の議員が賛同できるとか、それから市民に対してアピールできるとか、そんなことを——最初の議会提案の政策条例であるというところを総合的に考えて、皆それぞれに重いテーマがここにそろっているんですが、一つここで、1番目に取り組むものを決めていきたいと

尾崎副座長

子供の条例については漠然とし過ぎているのでもう少し——非常に大事なことだとは思っているので……。議会基本条例という趣旨も、多分ここにいる皆さんは変えていかなければならないと思っている方が顔を見たらわかるんです。私も昨年度まで議運の委員長をさせていただいておりましたので、それだけに難しさがあるので、これはちょっと方向性を変えながら、また座長から議運の委員長なりにボールを放ってもらったり、いろんなやり方で研究をしていくようにしていけばどうかと思うんです。喫緊の課題ということで、島議員が熱く語られましたけれども、一つは防災というものに関心があるんだろうと思います。あとスポーツに対しても、国体があるということではテーマとしてはあるのかなと思ったりするんですが、この2つに絞ってみるといえるのはどうですか。

渡辺議員

4つ全部を同時進行することになれば、4つに分かれなければならないというイメージがあったのですが、1つか2つに絞って、早急に策定していくということに対しては何の異議もありません。

尾崎副座長

御提言者の方に失礼かもしれませんが……。

吉本議員

それは構いません。というのは、地域総合型スポーツクラブというのがあって、それも子供から高齢者まで地域でつながりがあって、ずっとスポーツを通じてつながりをつくっていくという中で、犯罪もそうですし、顔の見える地域をつくっていくのもスポーツを通じての役割だと思います。

渡辺議員

副座長がおっしゃっているように、2つぐらいに絞って、ほかのものを置いておくということではなしに、同時に進めながら、当面、出していくものを1つか2つに絞っていくことも大事じゃないかと思います。

中村座長

ということは、2つ——ほかのテーマは別の形で研究するとして、スポーツ振興条例と災害対策条例の2つをこの協議会でこれから検討して制定していくということですか。それでこの11人を2班に分けて、それぞれ興味あるところに行ってもらってやっていくということにして、その提案ができる時期もいろいろあろうし、そのうちの1本を提案することになるか、2本提案することになるか、そこはこれからの条例案の中身によってやっていくと。

姫田議員

とりあえず4つあるから2つに絞ると。絞り込みの話だからいいと思うし、あとの話になりますが、子供の条例にしても、議会基本条例にしても、もうちょっと具体的にこんなものをというような部分をそれぞれ研究して、出せるものであれば次の機会に出せたら初めから

しなくてもいいのかと思います。防災も大事だと思うし、私も毎回のように防災について質問しているんですが、そういう点で、条例で自助、共助の話はもちろん、私は市の役割という部分を中心に質問していますが、できれば基本的な柱の部分をもし次に出してもらえるのであれば——防災イメージというのがもうひとつぎっくりとしていて——それぞれ全部大事だと思うんですが、そんな形でもし出していただけるのなら、絞り込みもそこで……。

尾崎副座長

防災については、取り組んでいる自治体とか団体というのは結構突っ込んでやっておられるんです。

島 議員

ところが、団体や自治会、企業、ボランティアのNPOにせよ、法的な裏づけがないんです。にしきの御旗がないんです。何に基づいてそれをやっているのか、市の防災の計画——市民だから市の行政の施策に協力するのは当然ですが、その法に基づく、ルールに基づく、寄りすぎる旗印が欠けているように思うんです。法的な裏づけ、制度的な裏づけ、だから気の毒な話ですが——これは細部に入るので、最初に副座長に内容について聞かれときにお答えしなかった部分ですが、どういうことだと言われたら、私は自助、共助——自助は自分のルールですから、家具転倒防止や火の用心をしましょうとか、これは自分の身に降りかかることです。共助の部分については、いろんな方々がいろんなことをやっているといっても、どれがどういう法律に基づいて、どういうルールに基づいて、どれだけの権限とどれだけの責任分担に基づいてやっているんだということが非常に不明確ではないかという思いがあるんです。ですから、そこら辺をもう少しちゃんとしてあげることが——市民の方やいろんな方々がそういったことをしようとしていることに対してのルールづけ、制度づけ、場合によっては予算をつけることも含めてサポートできるのではないかと。そういうことを条例である程度整理してあげるといえば言い方が悪いかもかもしれませんが、整理することが必要ではないかという思いがあります。

尾崎副座長

おそらく、防災ということできくるといろんなケースが想定されると思うんです。それをルールづけていくと、津波の場合はこうです、火災の場合はこうですといろいろ出てくるので、そうなるってくると理念的な考え方に落ちっていくのかなと思ったりもするんです。その辺、座長はどういうふうに考えていますか。

中村座長

副座長が4つを2つに絞る提案をされて、大方の皆さんもこれでいいんじゃないかということだと思うので、この2つのテーマで前に進めていきませんか。せっかく各会派で2人ずつぐらい出てきているので、そのどっちかに入ってもらって、災害対策チームとスポーツ振興チームに分かれてもう少し前に進めていって、ある程度で1本に絞るか、それとも2本とも成案までやり遂げるか、そこは様子を見ながらやっていくということで2チームということはどうですか。

渡辺議員

2チームに分かれても、またここで発表するということですか。

中村座長

それでよろしいですか。

（「異議なし」との声）

それでは、災害対策チームについては、私を初め島議員、芝本議員、園内議員、姫田議員、山本議員の6名で、スポーツ振興チームについては尾崎副座長、上田議員、吉本議員、松本議員、渡辺議員の5名でそれぞれ協議をお願いします。

次に、次回の協議会の開催についてですが、9月議会の前に集まりたいと思いますが、次回の開催はいつにしますか。

（次回、開催日の協議）

それでは、8月31日（金）の午後1時からということをお願いします。

次回の協議会では、ある程度の骨子を作成の上、発表をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

（終了） 14：35